

令和5年2月7日提出

令和5年3月市議会定例会 議案参考資料

(その2)

木 更 津 市

令和５年３月市議会定例会議案参考資料目録（その２）

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 ２ １ 号	木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例の新旧対照表	１
議 案 第 ２ ２ 号	附属機関設置条例の新旧対照表 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表	３
議 案 第 ２ ３ 号	木更津市行政組織条例の新旧対照表	１０
議 案 第 ２ ４ 号	手数料条例の新旧対照表	１２
議 案 第 ２ ５ 号	木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表	３１
議 案 第 ２ ６ 号	木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	３６
議 案 第 ２ ７ 号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 新旧対照表	３７
議 案 第 ２ ８ 号	木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の新旧対照表	３９
議 案 第 ２ ９ 号	木更津市産業立地促進条例の新旧対照表	４１
議 案 第 ３ ０ 号	木更津市営住宅設置管理条例の新旧対照表	４４
議 案 第 ３ １ 号	木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の新旧対照表	４５

新旧対照表

○議案第 2 1 号 木更津市幼児言語教室の設置及び管理に関する条例（附則第 2 項関係）

新	旧				
木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例 平成19年 3 月 19 日 条例第 5 号 (名称及び位置等) 第 2 条 略 (業務) 第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 <u>(5)・(6)</u> 略	木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例 平成19年 3 月 19 日 条例第 5 号 (名称及び位置等) 第 2 条 略 <u>2 センターには、次の施設を設置し、その施設名及び位置は、次のとおりとする。</u> <table border="1"> <tr> <th>施設名</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>幼児言語教室</td><td>木更津市潮見 2 丁目 9 番地</td></tr> </table> (業務) 第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 <u>(5) ことばの相談及び指導に関すること。</u> <u>(6)・(7) 略</u> <u>(幼児言語教室の使用時間等)</u> 第 7 条 <u>幼児言語教室の使用時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。</u> <u>ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。</u> <u>2 幼児言語教室の休日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。</u> <u>(1) 日曜日及び土曜日</u> <u>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日</u> <u>(3) 1 月 2 日から 1 月 4 日まで</u> <u>(4) 12 月 28 日から 12 月 31 日まで</u> <u>(幼児言語教室の使用等)</u> 第 8 条 <u>幼児言語教室を使用することができる者は、市内に住所を有する小学校就学前の幼児で、ことばの発達段階で指導や訓練が必要な者及びその保護者とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は使用できないものとする。</u> <u>(1) 感染性疾患を有する者</u>	施設名	位置	幼児言語教室	木更津市潮見 2 丁目 9 番地
施設名	位置				
幼児言語教室	木更津市潮見 2 丁目 9 番地				

(委任) <u>第7条</u> 略	(2) <u>通所不可能な者</u> 3 <u>幼児言語教室を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。</u> 4 <u>幼児言語教室の使用料は、無料とする。</u> 5 <u>使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、指導、訓練及びその使用を停止し、終了し、又は取り消すことができる。</u> (1) <u>指導の効果が顕著で、自然治癒の可能性があるとき。</u> (2) <u>医療機関、他の相談機関等での検査又は治療が必要と認めるとき。</u> (3) <u>指導の必要がなくなったとき、又は指導の効果が限度に達したとき。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことが適当と認めるとき。</u> (委任) <u>第9条</u> 略
---------------------------------	--

新旧対照表

○議案第22号 附属機関設置条例の一部を改正する条例

新						旧					
附属機関設置条例						附属機関設置条例					
昭和34年9月28日 条例第28号						昭和34年9月28日 条例第28号					
別表（第3条）						別表（第3条）					
附属機関						附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
木更津市営霊園建設委員会	略	略	1 学識経験者 2 市の職員	略	略	市営霊園建設委員会	略	略	1 学識経験を有する者 2 市の職員	略	略
木更津市総合計画審議会	総合計画の策定及び推進について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること	略	略	略	略	木更津市総合計画審議会	総合計画の策定について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること	略	略	略	略
木更津市公営住宅建築委員会	略	略	1 学識経験者 2 市の職員	略	略	公営住宅建築委員会	略	略	1 学識経験を有する者 2 市の職員	略	略
木更津市住居表示審議会	略	略	略	略	略	住居表示審議会	略	略	略	略	略
略						略					
木更津市合併調査研究委員会	略	略	1 市議会議員 2 関係行政機関の委員及び	略	略	合併調査研究委員会	略	略	1 市議会議員 2 関係行政機関の委員及び	略	略

			公共的団 体を代表 する者 3 学識経 験者 4 市政協 力員 5 市の職 員		
木更津市下水道事業審議会	略	略	略	略	略
木更津市行政改革推進委員会	略	略	1 学識経 験者 2 関係団 体を代表 する者 3 公募	略	略
木更津市下水道処理場漁業関係委員会	略	略	略	略	略
木更津市男女共同参画推進委員会	男女共同参画の推進に関し、市長の諮問に応じ、調査、審議するとともに、その実施について建議すること。	略	1 学識経 験者 2 関係団 体を代表 する者 3 公募	略	略
木更津市老人ホーム入所判定委員会	略	略	略	略	略
木更津市介護保険運営協議会	略	略	1 市議会 議員 2 医師 3 弁護士	略	略
			公共的団 体を代表 する者 3 知識経 験者 4 市政協 力員 5 市の職 員		
下水道事業審議会	略	略	略	略	略
行政改革推進委員会	略	略	学識経験者	略	略
下水処理場漁業関係委員会	略	略	略	略	略
木更津市男女共同参画推進委員会	男女共同参画の促進に関し、市長の諮問に応じ、調査、審議するとともに、その実施について建議すること	略	1 学識経 験者 2 関係団 体の代表 3 公募	略	略
老人ホーム入所判定委員会	略	略	略	略	略
木更津市介護保険運営協議会	略	略	1 市議会 議員 2 医師 3 弁護士	略	略

			4 被保険者の代表 5 <u>市政協力員</u> 6 介護保険サービス提供事業者の代表 7 その他介護保険の推進のため必要と認められる者					4 被保険者の代表 5 <u>市政協力員の代表</u> 6 介護保険サービス提供事業者の代表 7 その他介護保険の推進のため必要と認められる者			
木更津市農業振興地域整備促進協議会	略	略	1 市議会議員 2 農業委員 3 <u>農業関係団体等の役職員</u> 4 <u>関係行政機関の職員</u>	略	略	木更津市農業振興地域整備促進協議会	略	略	1 市議会議員 2 農業委員 3 <u>農業関係団体等の役職員</u>	略	略
木更津市指定管理者候補者選定委員会	略	略	1 <u>学識経験者</u> 2 <u>関係団体を代表する者</u> 3 <u>市政協力員</u>	略	略	指定管理者候補者選定委員会	略	略	1 <u>市民の代表</u> 2 <u>学識経験者</u> 3 <u>市の職員</u>	略	略

			4 市の職員		
略					
略					
木更津市水産振興推進委員会	木更津市水産振興計画の策定及び推進について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	略	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 関係行政機関の職員	略	略
略					

略					
木更津市立保育園民営化事業者選定委員会	民営化する木更津市立保育園の事業者を選定するため調査、審議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 民営化する保育園の園児の保護者の代表 3 市の職員	15 人以内	2 年
木更津市民会館整備検討委員会	木更津市民会館の整備について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 市の職員	10 人以内	2 年
木更津市庁舎整備事業者選定審査委員会	本市の庁舎整備事業の事業者を選定するため調査、審議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 市の職員	7 人以内	2 年
略					
木更津市水産振興計画策定検討委員会	木更津市水産振興計画の策定について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	略	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者	略	略
略					

木更津市財産 利活用推進委 員会	本市の財産の利 活用の推進に関 する重要事項を 調査審議し、必 要な事項を市長 に答申し、又は 建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経 験者 2 関係団 体を代表 する者	7人以内	2年
木更津飛行場 周辺まちづく り実施計画策 定検討委員会	木更津飛行場周 辺まちづくり実 施計画の策定に ついて調査審議 し、必要な事項 を市長に答申し 、又は建議する こと。	委員長 副委員長 委員	1 学識経 験者 2 関係団 体を代表 する者 3 市の職 員 4 公募	10人以内	1年以内
木更津市産業 用地整備支援 事業審査委員 会	産業用地整備の ため事業者が行 う開発行為その 他企業立地のた めの環境整備に 対し、本市が道 路、下水道等の 公共に要する費 用の一定額を負 担する計画を審 議し、必要な事 項を市長に答申 し、又は建議す ること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経 験者 2 関係団 体を代表 する者	5人以内	1年以内
木更津市自殺 対策協議会	木更津市自殺対 策計画の策定及 び推進について 審議し、必要な 事項を市長に答 申し、又は建議	会長 副会長 委員	1 医師 2 学識経 験者 3 関係団 体を代表 する者	12人以内	2年

	すること。		4 関係行 政機関の 職員			
--	-------	--	---------------------	--	--	--

新旧対照表

○議案第 2 2 号 附属機関設置条例の一部を改正する条例（附則第 3 項関係）

新			旧		
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年 3 月30日 条例第 8 号			特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年 3 月30日 条例第 8 号		
別表第 3 （第 2 条第 1 項・第 4 条第 3 項） (単位：円)			別表第 3 （第 2 条第 1 項・第 4 条第 3 項） (単位：円)		
職名	種別	報酬額	職名	種別	報酬額
略			略		
木更津市老人ホーム入所判定委員	日	24,000	老人ホーム入所判定委員	日	24,000
略			略		

新旧対照表

○議案第23号 木更津市行政組織条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市行政組織条例 昭和46年 6 月28日 条例第28号 (部等の設置) 第2条 本市に次の部等を置く。 市長公室 総務部 企画部 <u>財務部</u> <u>資産管理部</u> 市民部 健康こども部 福祉部 環境部 経済部 都市整備部 (事務分掌) 第3条 前条に掲げる部等の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 市長公室 ア～エ 略 <u>オ 情報システムに関する事項</u> (2) 総務部 ア～オ 略 <u>カ</u> 略 (3) 企画部 ア 略 <u>イ 姉妹都市、友好都市等に関する事項</u>	木更津市行政組織条例 昭和46年 6 月28日 条例第28号 (部等の設置) 第2条 本市に次の部等を置く。 市長公室 総務部 企画部 <u>財務部</u> 市民部 健康こども部 福祉部 環境部 経済部 都市整備部 (事務分掌) 第3条 前条に掲げる部等の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 市長公室 ア～エ 略 <u>オ 公共施設マネジメントに関する事項</u> (2) 総務部 ア～オ 略 <u>カ 市有財産管理に関する事項</u> <u>キ</u> 略 <u>ク 情報システムに関する事項</u> <u>ケ 営繕に関する事項</u> (3) 企画部 ア 略 <u>イ 男女共同参画に関する事項</u>

ウ～カ 略 (4) 略 (5) <u>資産管理部</u> ア <u>市有財産管理に関する事項</u> イ <u>営繕に関する事項</u> ウ <u>公共施設マネジメントに関する事項</u> エ <u>庁舎整備に関する事項</u> (6) 市民部 ア～キ 略 ク <u>男女共同参画に関する事項</u> ケ <u>国際交流に関する事項（姉妹都市、友好都市等に関するものを除く。）</u> コ <u>人権に関する事項</u> (7)・(8) 略 (9) 環境部 ア～エ 略 オ <u>資源循環に関する事項</u> (10)・(11) 略	ウ <u>国際交流に関する事項</u> エ～キ 略 (4) 略 (5) 市民部 ア～キ 略 (6)・(7) 略 (8) 環境部 ア～エ 略 (9)・(10) 略
---	--

新旧対照表

○議案第24号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号			手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号		
別表第2（第2条）			別表第2（第2条）		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略			略		
宅地造成及び特定盛土等 規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	略	略	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	略	略
宅地造成及び特定盛土等 規制法第16条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	略	略	宅地造成等規制法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	略	略
略			略		
別表第3（第2条）			別表第3（第2条）		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略			略		
建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	敷地許可申請1件につき 16,000円	建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	敷地許可申請1件につき 16,000円
建築基準法第52条第6項第3号の規定による建築	建築物の容積率の特例認定申請手数料	特例認定申請1件につき 27,000円			

物の容積率に関する特例料		
の認定の申請に対する審査		
略		
建築基準法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	特例認定申請1件につき 27,000円
建築基準法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	高さの特例許可申請1件につき 160,000円
建築基準法第55条第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	略	略
略		
建築基準法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	制限の適用除外に係る認定申請1件につき 27,000円
建築基準法第58条第2項の規定による高度地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	高さの特例許可申請1件につき 160,000円
略		
建築基準法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	(1) 建築物（建築等に係る建築物に限る。）の数が1である場合 特例認定申請1件につき 78,000円 (2) 略
略		
建築基準法第86条第4項	既存建築物を前提	(1) 建築物（建築等に係る

略		
建築基準法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	特例認定申請1件につき 27,000円
建築基準法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	略	略
略		
建築基準法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	制限の適用除外に係る認定申請1件につき 27,000円
略		
建築基準法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	(1) 建築物（既存を除く。）の数が1である場合 特例認定申請1件につき 78,000円 (2) 略
略		
建築基準法第86条第4項	既存建築物を前提	(1) 建築物（既存を除く。

の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	建築物に限る。) の数が1である場合 特例許可申請1件につき 210,000円 (2) 略	の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	) の数が1である場合 特例許可申請1件につき 210,000円 (2) 略
建築基準法第86条の2第1項の規定による建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	建築物の新築又は増築等の建築認定申請手数料	(1) 建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。) の数が1である場合 建築認定申請1件につき 78,000円 (2) 略	建築基準法第86条の2第1項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	(1) 建築物(同一敷地内建築物を除く。) の数が1である場合 建築認定申請1件につき 78,000円 (2) 略
建築基準法第86条の2第2項の規定による建築物の新築又は増築等の特例の許可の申請に対する審査	建築物の新築又は増築等の特例許可申請手数料	(1) 建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。) の数が1である場合 特例許可申請1件につき 210,000円 (2) 略	建築基準法第86条の2第2項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例の許可の申請に対する審査	同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料	(1) 建築物(同一敷地内建築物を除く。) の数が1である場合 特例許可申請1件につき 210,000円 (2) 略
建築基準法第86条の2第3項の規定による建築物の新築又は増築等の許可の申請に対する審査	建築物の新築又は増築等の建築許可申請手数料	(1) 建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。) の数が1である場合 建築許可申請1件につき 210,000円 (2) 略	建築基準法第86条の2第3項の規定による同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	(1) 建築物(同一敷地内建築物を除く。) の数が1である場合 建築許可申請1件につき 210,000円 (2) 略
略			略		
都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)又は登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)又は登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促

進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき

ア 一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この項において同じ。） 5,000円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額

（ア） 300平方メートル未満のもの 9,000円

（イ） 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円

（ウ） 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円

（エ） 5,000平方メートル以上のもの 76,000円

進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき

ア 一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この項において同じ。） 5,000円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 又は複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この項において同じ。）における住戸の部分のみを認定の申請の対象とするもの 申請する住戸の数の区分に応じ、次に掲げる額

（ア） 1戸のもの 5,000円

（イ） 1戸を超え5戸以下のもの 10,000円

（ウ） 5戸を超え10戸以下のもの 17,000円

（エ） 10戸を超え25戸以下のもの 28,000円

（オ） 25戸を超え50戸以下のもの 47,000円

（カ） 50戸を超え100戸

								<u>以下のもの</u> <u>85,000円</u> <u>(キ)</u> <u>100戸を超え200戸</u> <u>以下のもの</u> <u>135,000</u> <u>円</u> <u>(ク)</u> <u>200戸を超え300戸</u> <u>以下のもの</u> <u>170,000</u> <u>円</u> <u>(ケ)</u> <u>300戸を超えるも</u> <u>の</u> <u>182,000円</u> <u>ウ</u> <u>イ以外の共同住宅等</u> <u>(ア)から(ク)までに掲げ</u> <u>る建築物全体の住戸の数</u> <u>の区分に応じ、それぞれ</u> <u>に掲げる額及び(ケ)から</u> <u>(セ)までに掲げる共用部</u> <u>分の床面積を合計した面</u> <u>積の区分に応じ、それぞ</u> <u>れに掲げる額（共用部分</u> <u>を計算の対象とする評価</u> <u>方法による認定申請に限</u> <u>る。）を加えた額</u> <u>(ア)</u> <u>5戸以下のもの</u> <u>10,000円</u> <u>(イ)</u> <u>5戸を超え10戸以</u> <u>下のもの</u> <u>17,000円</u> <u>(ウ)</u> <u>10戸を超え25戸以</u> <u>下のもの</u> <u>28,000円</u> <u>(エ)</u> <u>25戸を超え50戸以</u> <u>下のもの</u> <u>47,000円</u> <u>(オ)</u> <u>50戸を超え100戸</u> <u>以下のもの</u> <u>85,000円</u> <u>(カ)</u> <u>100戸を超え200戸</u> <u>以下のもの</u> <u>135,000</u> <u>円</u> <u>(キ)</u> <u>200戸を超え300戸</u> <u>以下のもの</u> <u>170,000</u>
--	--	--	--	--	--	--	--	---

[illegible]

		(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>26,000円</u> (エ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>76,000円</u> (オ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>120,000円</u> (カ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>152,000円</u> (キ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> <u>189,000円</u> エ <u>複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この項において同じ。）</u> <u>） 建築物全体の住戸の床面積及び共用部分の床面積を合計した面積に応じ、イにより算定した額に、当該建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積を合計した面積に応じ、ウにより算定した額を加えた額</u> (2) <u>（1）以外の場合</u> <u>認定申請1件につき</u> ア <u>一戸建ての住宅</u> （ア） <u>建築物エネルギー</u>	
		(ウ) <u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u> <u>26,000円</u> (エ) <u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> <u>76,000円</u> (オ) <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> <u>120,000円</u> (カ) <u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u> <u>152,000円</u> (キ) <u>25,000平方メートルを超えるもの</u> <u>189,000円</u> オ <u>イ以外の複合建築物</u> <u>建築物全体の住戸の数及び共用部分の床面積を合計した面積に応じ、ウにより算定した額（建築物全体の住戸の総数が1戸のものにあつては、5,000円とする。）に、当該建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積を合計した面積に応じ、エにより算定した額を加えた額</u> (2) <u>（1）以外の場合</u> <u>認定申請1件につき</u> ア <u>一戸建ての住宅</u> <u>36,000円</u>	

消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するもの 18,000円

（イ）（ア）以外のもの 36,000円

イ 共同住宅等

（ア）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するもの 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額

a 300平方メートル未満のもの 31,000円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 54,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 97,000円

d 5,000平方メートル以上のもの 147,000円

（イ）（ア）以外のもの 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額

a 300平方メートル未

イ 共同住宅等又は複合建築物における住戸の部分のみを認定の申請の対象とするもの 申請する住戸の数の区分に応じ、次に掲げる額

（ア）1戸のもの 36,000円

（イ）1戸を超え5戸以下のもの 73,000円

（ウ）5戸を超え10戸以下のもの 102,000円

（エ）10戸を超え25戸以下のもの 144,000円

（オ）25戸を超え50戸以下のもの 208,000円

（カ）50戸を超え100戸以下のもの 298,000円

（キ）100戸を超え200戸以下のもの 403,000円

（ク）200戸を超え300戸以下のもの 529,000円

（ケ）300戸を超えるもの 622,000円

[illegible]

						<u>以下のもの</u> <u>403,000</u> <u>円</u> <u>(キ)</u> <u>200戸を超え300戸</u> <u>以下のもの</u> <u>529,000</u> <u>円</u> <u>(ク)</u> <u>300戸を超えるも</u> <u>の</u> <u>622,000円</u> <u>(ケ)</u> <u>300平方メートル</u> <u>以内のもの</u> <u>115,000</u> <u>円</u> <u>(コ)</u> <u>300平方メートル</u> <u>を超え2,000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> <u>190,</u> <u>000円</u> <u>(サ)</u> <u>2,000平方メート</u> <u>ルを超え5,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> <u>29</u> <u>7,000円</u> <u>(シ)</u> <u>5,000平方メート</u> <u>ルを超え10,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> <u>38</u> <u>1,000円</u> <u>(ス)</u> <u>10,000平方メート</u> <u>ルを超え25,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> <u>45</u> <u>6,000円</u> <u>(セ)</u> <u>25,000平方メート</u> <u>ルを超えるもの</u> <u>531,</u> <u>000円</u>
						<u>エ</u> <u>非住宅建築物</u> <u>床面積</u> <u>を合計した面積の区分に</u> <u>応じ、次に掲げる額</u> <u>(ア)</u> <u>建築物エネルギー</u> <u>消費性能基準等を定め</u> <u>る省令第10条第2号イ</u> <u>(2)及びロ(2)に定め</u>
						<u>(イ)</u> <u>300平方メートル</u>

る基準に適合するもの
床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額
a 300平方メートル未満のもの 82,000円
b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 105,000円
c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 138,000円
d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 223,000円
e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 291,000円
f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円
g 25,000平方メートル以上のもの 410,000円
(イ) (ア)以外のもの
床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額
a 300平方メートル未満のもの 215,000円

を超え1,000平方メートル以内のもの 269,000円
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 347,000円
(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 495,000円
(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 610,000円
(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 721,000円
(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 822,000円

		b <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 269,000円 c <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 347,000円 d <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 495,000円 e <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 610,000円 f <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 721,000円 g <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 822,000円 エ <u>複合建築物 建築物全体の住戸の床面積及び共用部分の床面積を合計した面積に応じ、イにより算定した額に、当該建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積を合計した面積に応じ、ウにより算定した額を加えた額</u>				オ <u>イ以外の複合建築物 建築物全体の住戸の数及び共用部分の床面積を合計した面積に応じ、ウにより算定した額（建築物全体の住戸の総数が1戸のものにあつては、36,000円とする。）に、当該建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積を合計した面積に応じ、エにより算定した額を加えた額</u>
--	--	---	--	--	--	--

略		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する非住宅部分を有する建築物（同号の非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。） ア・イ 略 (2) 略
略		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 略 (2) <u>住宅部分を有する建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号の住宅部分を有する建築物をいう。）</u> ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するもの (ア) <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められたものである場合</u> 認定申請1件につき a <u>一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅をいう</u>

略		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（<u>平成28年経済産業省・国土交通省令第1号</u>）第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する非住宅部分を有する建築物（同号の非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。） ア・イ 略 (2) 略
略		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 略 (2) <u>住宅部分を有する建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号の住宅部分を有する建築物をいう。）</u> ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに掲げる基準に適合するもの (ア) <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められたものである場合</u> 認定申請1件につき a <u>一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅をいう</u>

。以下この項において同じ。) 5,000円

- b 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が
- (a) 300平方メートル未満のもの 9,000円
- (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円
- (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円
- (d) 5,000平方メートル以上のもの 76,000円

。以下この項において同じ。) 5,000円

- b 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）における一の住戸 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額
- (a) 4戸以下のもの 9,000円
- (b) 4戸を超え15戸以下のもの 19,000円
- (c) 15戸を超え45戸以下のもの 43,000円
- (d) 45戸を超えるもの 76,000円

- c 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請について

(イ) (ア)以外のもの
ある場合 認定申請 1
件につき
a 一戸建ての住宅
当該申請に係る建築
物の床面積の合計が
(a) 200平方メー
トル未満のもの
17,000円
(b) 200平方メー
トル以上のもの
18,000円

は、共用部分の面積
を除いた面積) が
(a) 300平方メー
トル未満のもの
9,000円
(b) 300平方メー
トル以上2,000平
方メートル未満の
もの 19,000円
(c) 2,000平方メ
ートル以上5,000
平方メートル未満
のもの 43,000円
(d) 5,000平方メ
ートル以上のもの
76,000円
(イ) (ア)以外のもの
ある場合 認定申請 1
件につき
a 一戸建ての住宅
当該申請に係る建築
物の床面積の合計が
(a) 200平方メー
トル未満のもの
33,000円
(b) 200平方メー
トル以上のもの
36,000円
b 共同住宅等におけ
る一の住戸 次に掲
げる住戸の総数の区
分に応じ、それぞれ
に定める額
(a) 4戸以下のも
の 65,000円
(b) 4戸を超え15

b 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が
 (a) 300平方メートル未満のもの 31,000円
 (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 54,000円
 (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 97,000円
 (d) 5,000平方メートル以上のもの 147,000円

イ ア以外の場合
 (ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認めら

戸以下のもの 10
 9,000円
 (c) 15戸を超え45戸以下のもの 18
 5,000円
 (d) 45戸を超えるもの 265,000円
 c 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が
 (a) 300平方メートル未満のもの 65,000円
 (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 109,000円
 (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 185,000円
 (d) 5,000平方メートル以上のもの 265,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号ただし書の場合によるもの 認定申請1件につき
 (ア) 一戸建ての住宅

れたものである場合
認定申請1件につき
a 一戸建ての住宅
5,000円

b 共同住宅等 当該
申請に係る建築物の
床面積の合計（共用
部分を計算の対象と
しない評価方法によ
る認定申請について
は、共用部分の面積
を除いた面積）が
(a) 300平方メー
トル未満のもの
9,000円
(b) 300平方メー
トル以上2,000平
方メートル未満の
もの 19,000円
(c) 2,000平方メ
ートル以上5,000
平方メートル未満
のもの 43,000円
(d) 5,000平方メ
ートル以上のもの
76,000円

5,000円
(イ) 共同住宅等におけ
る一の住戸 次に掲げ
る住戸の総数の区分に
応じ、それぞれに定め
る額
a 4戸以下のもの
9,000円
b 4戸を超え15戸以
下のもの 19,000円
c 15戸を超え45戸以
下のもの 43,000円
d 45戸を超えるもの
76,000円
(ウ) 共同住宅等 当該
申請に係る建築物の床
面積の合計（共用部分
を計算の対象としない
評価方法による認定申
請については、共用部
分の面積を除いた面積
）が
a 300平方メートル
未満のもの 9,000
円
b 300平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの 19
,000円
c 2,000平方メート
ル以上5,000平方メ
ートル未満のもの
43,000円
d 5,000平方メート
ル以上のもの 76,0
00円

		(イ) (ア)以外のもので ある場合 認定申請 1 件につき a 一戸建ての住宅 当該申請に係る建築 物の床面積の合計が (a) 200平方メー トル未満のもの 33,000円 (b) 200平方メー トル以上のもの 36,000円 b 共同住宅等 当該 申請に係る建築物の 床面積の合計（共用 部分を計算の対象と しない評価方法によ る認定申請について は、共用部分の面積 を除いた面積）が (a) 300平方メー トル未満のもの 65,000円 (b) 300平方メー トル以上2,000平 方メートル未満の もの 109,000円 (c) 2,000平方メ ートル以上5,000 平方メートル未満 のもの 185,000 円 (d) 5,000平方メ ートル以上のもの 265,000円 (3)・(4) 略				(3)・(4) 略
--	--	--	--	--	--	-----------

略 備考 略	略 備考 略
-----------	-----------

新旧対照表

○議案第25号 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
令和元年9月27日
条例第15号

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の127.5」と読み替えるものとする。

2 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の127.5」と、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

別表第1（第4条）

ア 行政職給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額

旧

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
令和元年9月27日
条例第15号

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」と読み替えるものとする。

2 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

別表第1（第4条）

ア 行政職給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額

<u>1</u>	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>
<u>2</u>	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>
<u>3</u>	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>
<u>4</u>	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>
<u>5</u>	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>
<u>6</u>	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>
<u>7</u>	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>
<u>8</u>	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>
<u>9</u>	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>
<u>10</u>	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>
<u>11</u>	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>
<u>12</u>	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>
<u>13</u>	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>
<u>14</u>	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>
<u>15</u>	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>
<u>16</u>	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>
<u>17</u>	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>
<u>18</u>	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>
<u>19</u>	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>
<u>20</u>	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>
<u>21</u>	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>
<u>22</u>	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>
<u>23</u>	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>
<u>24</u>	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>
<u>25</u>	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>
<u>26</u>	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>
<u>27</u>	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>
<u>28</u>	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>
<u>29</u>	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>
<u>30</u>	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>
<u>31</u>	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>
<u>32</u>	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>
<u>33</u>	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>
<u>34</u>	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>

<u>1</u>	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>
<u>2</u>	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>
<u>3</u>	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>
<u>4</u>	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>
<u>5</u>	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>
<u>6</u>	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>
<u>7</u>	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>
<u>8</u>	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>
<u>9</u>	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>
<u>10</u>	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>
<u>11</u>	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>
<u>12</u>	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>
<u>13</u>	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>
<u>14</u>	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>
<u>15</u>	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>
<u>16</u>	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>
<u>17</u>	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>
<u>18</u>	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>
<u>19</u>	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>
<u>20</u>	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>
<u>21</u>	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>
<u>22</u>	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>
<u>23</u>	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>
<u>24</u>	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>
<u>25</u>	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>
<u>26</u>	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>
<u>27</u>	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>
<u>28</u>	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>
<u>29</u>	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>
<u>30</u>	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>
<u>31</u>	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>
<u>32</u>	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>
<u>33</u>	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>
<u>34</u>	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>

<u>35</u>	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>
<u>36</u>	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>
<u>37</u>	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>
<u>38</u>	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>
<u>39</u>	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>
<u>40</u>	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>
<u>41</u>	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>
<u>42</u>	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>
<u>43</u>	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>
<u>44</u>	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>
<u>45</u>	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>
<u>46</u>	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>
<u>47</u>	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>
<u>48</u>	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>
<u>49</u>	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>
<u>50</u>	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>
<u>51</u>	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>
<u>52</u>	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>
<u>53</u>	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>
<u>54</u>	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>
<u>55</u>	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>
<u>56</u>	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>
<u>57</u>	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>
<u>58</u>	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>
<u>59</u>	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>
<u>60</u>	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>
<u>61</u>	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>
<u>62</u>	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>
<u>63</u>	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>
<u>64</u>	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>
<u>65</u>	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>
<u>66</u>	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>
<u>67</u>	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>
<u>68</u>	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>

<u>35</u>	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>
<u>36</u>	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>
<u>37</u>	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>
<u>38</u>	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>
<u>39</u>	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>
<u>40</u>	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>
<u>41</u>	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>
<u>42</u>	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>
<u>43</u>	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>
<u>44</u>	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>
<u>45</u>	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>
<u>46</u>	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>
<u>47</u>	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>
<u>48</u>	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>
<u>49</u>	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>
<u>50</u>	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>
<u>51</u>	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>
<u>52</u>	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>
<u>53</u>	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>
<u>54</u>	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>
<u>55</u>	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>
<u>56</u>	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>
<u>57</u>	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>
<u>58</u>	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>
<u>59</u>	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>
<u>60</u>	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>
<u>61</u>	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>
<u>62</u>	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>
<u>63</u>	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>
<u>64</u>	<u>229,400</u>	<u>281,000</u>
<u>65</u>	<u>230,100</u>	<u>281,500</u>
<u>66</u>	<u>230,800</u>	<u>282,400</u>
<u>67</u>	<u>231,700</u>	<u>283,100</u>
<u>68</u>	<u>232,700</u>	<u>284,000</u>

<u>69</u>	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>
<u>70</u>	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>
<u>71</u>	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>
<u>72</u>	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>
<u>73</u>	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>
<u>74</u>	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>
<u>75</u>	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>
<u>76</u>	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>
<u>77</u>	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>
<u>78</u>	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>
<u>79</u>	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>
<u>80</u>	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>
<u>81</u>	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>
<u>82</u>	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>
<u>83</u>	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>
<u>84</u>	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>
<u>85</u>	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>
<u>86</u>	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>
<u>87</u>	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>
<u>88</u>	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>
<u>89</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>
<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>
<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>
<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>
<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>
<u>94</u>		<u>294,900</u>
<u>95</u>		<u>295,200</u>
<u>96</u>		<u>295,600</u>
<u>97</u>		<u>295,800</u>
<u>98</u>		<u>296,100</u>
<u>99</u>		<u>296,500</u>
<u>100</u>		<u>296,900</u>
<u>101</u>		<u>297,100</u>
<u>102</u>		<u>297,400</u>

<u>69</u>	<u>233,400</u>	<u>285,000</u>
<u>70</u>	<u>234,000</u>	<u>285,800</u>
<u>71</u>	<u>234,500</u>	<u>286,600</u>
<u>72</u>	<u>235,200</u>	<u>287,400</u>
<u>73</u>	<u>236,000</u>	<u>288,200</u>
<u>74</u>	<u>236,600</u>	<u>288,700</u>
<u>75</u>	<u>237,200</u>	<u>289,100</u>
<u>76</u>	<u>237,700</u>	<u>289,600</u>
<u>77</u>	<u>238,400</u>	<u>289,800</u>
<u>78</u>	<u>239,100</u>	<u>290,100</u>
<u>79</u>	<u>239,800</u>	<u>290,300</u>
<u>80</u>	<u>240,300</u>	<u>290,700</u>
<u>81</u>	<u>240,800</u>	<u>290,900</u>
<u>82</u>	<u>241,500</u>	<u>291,100</u>
<u>83</u>	<u>242,200</u>	<u>291,500</u>
<u>84</u>	<u>242,900</u>	<u>291,800</u>
<u>85</u>	<u>243,500</u>	<u>292,100</u>
<u>86</u>	<u>244,200</u>	<u>292,400</u>
<u>87</u>	<u>244,900</u>	<u>292,700</u>
<u>88</u>	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>
<u>89</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>
<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>
<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>
<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>
<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>
<u>94</u>		<u>294,900</u>
<u>95</u>		<u>295,200</u>
<u>96</u>		<u>295,600</u>
<u>97</u>		<u>295,800</u>
<u>98</u>		<u>296,100</u>
<u>99</u>		<u>296,500</u>
<u>100</u>		<u>296,900</u>
<u>101</u>		<u>297,100</u>
<u>102</u>		<u>297,400</u>

<u>103</u>	<u>297,800</u>
<u>104</u>	<u>298,100</u>
<u>105</u>	<u>298,300</u>
<u>106</u>	<u>298,600</u>
<u>107</u>	<u>299,000</u>
<u>108</u>	<u>299,300</u>
<u>109</u>	<u>299,500</u>
<u>110</u>	<u>299,900</u>
<u>111</u>	<u>300,300</u>
<u>112</u>	<u>300,600</u>
<u>113</u>	<u>300,800</u>
<u>114</u>	<u>301,000</u>
<u>115</u>	<u>301,300</u>
<u>116</u>	<u>301,700</u>
<u>117</u>	<u>301,900</u>
<u>118</u>	<u>302,100</u>
<u>119</u>	<u>302,400</u>
<u>120</u>	<u>302,700</u>
<u>121</u>	<u>303,100</u>
<u>122</u>	<u>303,300</u>
<u>123</u>	<u>303,600</u>
<u>124</u>	<u>303,900</u>
<u>125</u>	<u>304,200</u>

イ～エ 略

<u>103</u>	<u>297,800</u>
<u>104</u>	<u>298,100</u>
<u>105</u>	<u>298,300</u>
<u>106</u>	<u>298,600</u>
<u>107</u>	<u>299,000</u>
<u>108</u>	<u>299,300</u>
<u>109</u>	<u>299,500</u>
<u>110</u>	<u>299,900</u>
<u>111</u>	<u>300,300</u>
<u>112</u>	<u>300,600</u>
<u>113</u>	<u>300,800</u>
<u>114</u>	<u>301,000</u>
<u>115</u>	<u>301,300</u>
<u>116</u>	<u>301,700</u>
<u>117</u>	<u>301,900</u>
<u>118</u>	<u>302,100</u>
<u>119</u>	<u>302,400</u>
<u>120</u>	<u>302,700</u>
<u>121</u>	<u>303,100</u>
<u>122</u>	<u>303,300</u>
<u>123</u>	<u>303,600</u>
<u>124</u>	<u>303,900</u>
<u>125</u>	<u>304,200</u>

イ～エ 略

新旧対照表

○議案第 2 6 号 木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新		旧	
木更津市保育園の設置及び管理に関する条例		木更津市保育園の設置及び管理に関する条例	
昭和62年 3 月27日 条例第14号		昭和62年 3 月27日 条例第14号	
別表（第 3 条）		別表（第 3 条）	
名称	位置	名称	位置
略		略	
木更津市立わかば保育園	木更津市大和三丁目 2 番 4 号	木更津市立わかば保育園	木更津市大和三丁目 2 番 4 号
		<u>木更津市立鎌足保育園</u>	<u>木更津市矢那894番地</u>
木更津市立請西保育園	木更津市請西東七丁目 2 番地 1	木更津市立請西保育園	木更津市請西東七丁目 2 番地 1

新旧対照表

○議案第27号 木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第18号 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)～(3) 略 2～5 略 (安全計画の策定等) 第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第18号 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)～(3) 略 2～5 略

<u>知しなければならない。</u>	
4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u>	
第7条の3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。</u>	
2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u> <u>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</u>	
第10条 <u>家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときには、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u>	<u>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</u> 第10条 <u>家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときには、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u> <u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u>
第13条 <u>削除</u> <u>（衛生管理等）</u>	第13条 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> <u>（衛生管理等）</u>
第14条 <u>略</u> 2 <u>家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u>	第14条 <u>略</u> 2 <u>家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>
3～5 <u>略</u>	3～5 <u>略</u>

新旧対照表

○議案第 28 号 木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月27日 条例第19号 (放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第6条 略 <u>(安全計画の策定等)</u> 第6条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> 3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> 4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> 第6条の3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができする方法により、利用者の所在の確認を行わなければならない。</u> (虐待等の禁止) 第12条 略 <u>(業務継続計画の策定等)</u> 第12条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに</u>	木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月27日 条例第19号 (放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第6条 略 (虐待等の禁止) 第12条 略

<u>、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	
2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。	
3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 （衛生管理等）	（衛生管理等）
第13条 略	第13条 略
2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u>	2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>
3 略	3 略

新旧対照表

○議案第29号 木更津市産業立地促進条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市産業立地促進条例 平成20年3月22日 条例第7号 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 対象地域 次に掲げる立地奨励金の区分に応じ、それぞれ定める地域等をいう。 ア・イ 略 (4)～(11) 略 (12) 地元雇用者 対象施設の新設又は増設に伴い新規に雇用される常用雇用者であって、市内に住所を有するもの(規則で定める者に限る。) (13) 人材確保事業 人材の確保を図るため、求人情報を発信する事業(規則で定めるものに限る。) (奨励措置) 第3条 市長は、第5条の規定により市長の指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)に対し、別表に定める<u>立地奨励金</u>を予算の範囲内で交付することができる。 2 <u>立地奨励金</u>の額は、事業施設の固定資産税の収納額に相当する額(以下「固定資産税収納額相当額」という。)の範囲内の額で、規則で定める交付基準により算出した額とする。ただし、前条第6号に該当する事業者のうち法人にあっては、固定資産税収納額相当額に法人市民税の収納額に相当する額(以下「法人市民税収納額相当額」という。)の2分の1の額を加えた額の範囲内の額で、規則で定める交付基準により算出した額とする。 3 市長は、<u>立地奨励金の交付を受けようとする指定事業者に対し、立地奨励金に加え、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の奨励金を予算の範囲内で交付することができる。</u> (1) <u>地元雇用奨励金</u> 地元雇用者の数に10万円を乗じて得た額 (2) <u>人材確保事業奨励金</u> 人材確保事業に要した経費に2分の1を乗じて	木更津市産業立地促進条例 平成20年3月22日 条例第7号 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 対象地域 次に掲げる立地奨励金<u>(以下「奨励金」という。)</u>の区分に応じ、それぞれ定める地域等をいう。 ア・イ 略 (4)～(11) 略 (奨励措置) 第3条 市長は、第5条の規定により市長の指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)に対し、別表に定める<u>奨励金</u>を予算の範囲内で交付することができる。 2 <u>奨励金</u>の額は、事業施設の固定資産税の収納額に相当する額(以下「固定資産税収納額相当額」という。)の範囲内の額で、規則で定める交付基準により算出した額とする。ただし、前条第6号に該当する事業者のうち法人にあっては、固定資産税収納額相当額に法人市民税の収納額に相当する額(以下「法人市民税収納額相当額」という。)の2分の1の額を加えた額の範囲内の額で、規則で定める交付基準により算出した額とする。

得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）。ただし、50万円を上限とする。 4 <u>立地奨励金</u>の交付対象期間は、次のとおりとする。 （1）第2項に規定する固定資産税収納額相当額の範囲内における額の<u>立地奨励金</u>は、事業施設の主たる施設が操業を開始した日の翌年の4月1日から起算して3年間とする。 （2）第2項ただし書に規定する法人市民税収納額相当額の2分の1の額の範囲内における額の<u>立地奨励金</u>は、事業施設の主たる施設が操業を開始した日から、操業を開始した日から3年の間に到来する最後の事業年度終了の日までとする。 （3）略 5 <u>立地奨励金</u>の交付時期は、交付対象期間における各年度の固定資産税及び法人市民税の納期限が属する年度の翌年度とする。ただし、第2項の規定により算出した<u>立地奨励金</u>の額が5千万円以上の場合は、当該年度の<u>立地奨励金</u>の額を5年度に分割して交付することができる。 6 <u>地元雇用奨励金及び人材確保事業奨励金</u>の交付時期は、第4項第1号に規定する交付対象期間における各年度の固定資産税の納期限が属する年度の翌年度とする。 7 <u>立地奨励金、地元雇用奨励金及び人材確保事業奨励金（以下「立地奨励金等」という。）</u>の交付を受けようとする事業者は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。 （<u>立地奨励金</u>の変更） 第4条 市長は、前条の規定により<u>立地奨励金</u>の交付の決定をした後に、指定事業者の事業施設の固定資産税の更正又は法人市民税の更正（当該法人市民税の納期限から5年以内に行われた更正に限る。）が行われた場合には、当該更正が行われた後の固定資産税収納額相当額（第2条第6号に該当する事業者のうち法人にあっては、更正後の固定資産税収納額相当額に更正後の法人市民税収納額相当額の2分の1の額を加えた額）の範囲内の額で、規則で定める交付基準により算出した額に<u>立地奨励金</u>の額を変更することができる。 2 市長は、前項の規定により<u>立地奨励金</u>の額を変更した場合において、既に交付した<u>立地奨励金</u>があるときは、前条第2項の規定により算出した金額との差額を交付し、又はその全部若しくは一部を返還させるものとする。この場合において、市長は、当該差額を交付する場合には、予算の範囲内において	3 <u>奨励金</u>の交付対象期間は、次のとおりとする。 （1）前項に規定する固定資産税収納額相当額の範囲内における額の<u>奨励金</u>は、事業施設の主たる施設が操業を開始した日の翌年の4月1日から起算して3年間とする。 （2）前項ただし書に規定する法人市民税収納額相当額の2分の1の額の範囲内における額の<u>奨励金</u>は、事業施設の主たる施設が操業を開始した日から、操業を開始した日から3年の間に到来する最後の事業年度終了の日までとする。 （3）略 4 <u>奨励金</u>の交付時期は、交付対象期間における各年度の固定資産税及び法人市民税の納期限が属する年度の翌年度とする。ただし、第2項の規定により算出した<u>奨励金</u>の額が5千万円以上の場合は、当該年度の<u>奨励金</u>の額を5年度に分割して交付することができる。 5 第1項の規定による<u>奨励金</u>の交付を受けようとする事業者は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。 （<u>奨励金</u>の変更） 第4条 市長は、前条の規定により<u>奨励金</u>の交付の決定をした後に、指定事業者の事業施設の固定資産税の更正又は法人市民税の更正（当該法人市民税の納期限から5年以内に行われた更正に限る。）が行われた場合には、当該更正が行われた後の固定資産税収納額相当額（第2条第6号に該当する事業者のうち法人にあっては、更正後の固定資産税収納額相当額に更正後の法人市民税収納額相当額の2分の1の額を加えた額）の範囲内の額で、規則で定める交付基準により算出した額に<u>奨励金</u>の額を変更することができる。 2 市長は、前項の規定により<u>奨励金</u>の額を変更した場合において、既に交付した<u>奨励金</u>があるときは、前条第2項の規定により算出した金額との差額を交付し、又はその全部若しくは一部を返還させるものとする。この場合において、市長は、当該差額を交付する場合には、予算の範囲内において交付す
--	---

て交付するものとする。 3 略 (指定の取消等) 第7条 略 2 市長は、前項の規定により指定を取り消した場合において、既に交付した<u>立地奨励金等</u>があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。 附 則 (施行期日) 1 略 (有効期限等) 2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前にこの条例の規定による指定を受けた事業者については、なお従前の例による。	るものとする。 3 略 (指定の取消等) 第7条 略 2 市長は、前項の規定により指定を取り消した場合において、既に交付した<u>奨励金</u>があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。 附 則 (施行期日) 1 略 (有効期限等) 2 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前にこの条例の規定による指定を受けた事業者については、なお従前の例による。
---	--

新旧対照表

○議案第 3 0 号 木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例

新			旧		
木更津市営住宅設置管理条例			木更津市営住宅設置管理条例		
平成 9 年 9 月 23 日 条例第 15 号			平成 9 年 9 月 23 日 条例第 15 号		
別表（第 3 条第 2 項）			別表（第 3 条第 2 項）		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
市営住宅	略		市営住宅	略	
	長須賀団地	木更津市長須賀1650番地		長須賀団地	木更津市長須賀1650番地
	東清団地	木更津市日の出町100番地232及び263から269まで		岩根団地	木更津市岩根二丁目 1 番
	略			東清団地	木更津市日の出町100番地232及び263から269まで
略			略		

新旧対照表

○議案第 3 1 号 木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新					旧				
木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例 平成20年 3 月22日 条例第 8 号 (博物館協議会) 第15条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第23条第 1 項</u> の規定により、博物館に木更津市郷土博物館金のすず協議会（以下「協議会」という。）を置く。 。 2～5 略 別表第 1 （第 6 条第 1 項）					木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例 平成20年 3 月22日 条例第 8 号 (博物館協議会) 第15条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第20条第 1 項</u> の規定により、博物館に木更津市郷土博物館金のすず協議会（以下「協議会」という。）を置く。 。 2～5 略 別表第 1 （第 6 条第 1 項）				
区分	一般	大・高校生	中学生以下	高齢者（65歳以上）	区分	一般	大・高校生	中学生以下	高齢者（65歳以上）
常設展 1 日券（個人）	200円	<u>無料</u>	無料	無料	常設展 1 日券（個人）	200円	<u>100円</u>	無料	無料
常設展 1 日券（20人以上の団体）	160円	<u>無料</u>	無料	無料	常設展 1 日券（20人以上の団体）	160円	<u>80円</u>	無料	無料
年間観覧券（支払った日から 1 年）	1, 020円				年間観覧券（支払った日から 1 年）	1, 020円	<u>510円</u>		
略					略				
備考 略					備考 略				